

# 鳥取縣公報

## 訓令

昭和十五年九月十三日  
第千百六十五號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5

◆鳥取縣訓令甲第二十五號

昭和七年七月鳥取縣訓令甲第十一號縣費支辨宿直賄料支給規程中左ノ通改正シ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年九月十三日

- |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 總 | 學 | 經 | 警 | 官 | 各 |
| 務 | 務 | 濟 | 察 | 房 |   |
| 部 | 部 | 部 | 部 | 主 | 廉 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 事 |

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣公報 每週日發行 (休日ニ當ル) 昭和十五年九月十三日 第千百六十五號 (昭和四年四月十五日) (第三種郵便物認可)

00130

第一條 一號中「金貳拾錢」ヲ「參拾錢」ニ改ム  
 二號中「金拾五錢」ヲ「金參拾錢」ニ改ム  
 三號中「金拾錢」ヲ「金拾五錢」ニ改ム

告示

鳥取縣告示第七百六號  
 米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢査員章返納並交付セリ  
 昭和十五年九月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

區分	番號	年 月 日	所 屬 廳	職名	氏 名
返納	一九	昭和十五年八月三十日	西伯郡法勝寺村役場	書記	青 砥 保
交付	一九	同	同	書記	大 塚 聰 一

鳥取縣告示第七百七號  
 倉吉財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢査員章並縣稅滯納者財產差押證票返納セリ

昭和十五年九月十三日  
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00131

區分	番號	年 月 日	所 屬 廳	職名	氏 名
返納	五一	昭和十五年九月二日	倉吉財務出張所	縣書記	寺 谷 政 義

鳥取縣告示第七百八號

明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スベキ神社ヲ左ノ通指定ス  
 昭和十五年九月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

社 格	所 在 地	神 社 名
村 社	八頭郡安部村大字日下部字宮ノ谷	日 下 部 神 社
村 社	八頭郡西郷村大字北字船谷口	北 村 神 社

鳥取縣告示第七百九號  
明治四十一年七月內務省令第十二號會計ニ關スル規定ヲ適用スベキ神社ヲ左ノ通指定ス  
昭和十五年九月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

村 社	八頭郡西郷村大字弓河内字谷川奥	弓 河 内 神 社
社 格	所 在 地	神 社 名
村 社	八頭郡安部村大字日下部字宮ノ谷	日 下 部 神 社
村 社	八頭郡西郷村大字北字船谷口	北 村 神 社
村 社	八頭郡西郷村大字弓河内字谷川奥	弓 河 内 神 社

鳥取縣告示第七百十號  
左記墓地ハ今回整理ノ爲改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノ墓所有之ニ付有緣者ハ來ル九月十五日迄ニ直  
接管理者宛申出ラルベシ

尙期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜措置セラルベシ  
昭和十五年九月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 墓地所在地 靜岡縣沼津市上香貫字天神洞二、三二四番地ノ二上香貫市有墓地
- 一 無緣墓碑數 六十三基
- 一 管 理 者 靜岡縣沼津市長 名 取 榮 一

鳥取縣告示第七百十一號  
價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組  
合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト  
看做ス

昭和十五年九月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 組合ノ名稱及地區 因幡木箱工業組合
- (イ) 組合ノ名稱 因幡部一圓
- (ロ) 地 區 因幡部一圓

00134

- 二 構成員タル資格  
地區内ニ於テ梨箱ノ製造業ヲ營ム者
- 三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ハルベキ額及其ノ實施ノ日  
(イ) 額

品名	單位	製造業者工場渡價格
梨箱	一箇ニ付	〇、四五

前記價格ハ左ノ規格ノモノノ價格トス

材板名	材種	寸法		合板數	備考
		長サ	巾		
妻板	松	一、一八	八〇、〇五	二枚	片面削波釘三本打
側板	同	一、七三一	一八〇、〇三	二	縫釘各二本打
底板	同	一、七三	八六〇、〇三	二	同 同

00135

蓋板	同	一、七三	八六〇、〇三	二	同 同
----	---	------	--------	---	-----

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年九月十三日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合事務所及ビ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第七百十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年九月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名稱 鳥取縣東部牛鼻蔓製造販賣商組合
- (ロ) 地區 因幡部一圓

- 二 構成員タル資格  
地區内ニ於テ牛鼻蔓ノ製造又ハ販賣業ヲ營ム者
- 三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ハルベキ額及其ノ實施ノ日額

品名	單位	卸賣價格	小賣價格
牛鼻蔓(木製)	一箇	一圓一六五	一圓二〇〇

註

- 一 卸賣價格ハ買主店先渡價格トシ小賣價格ハ小賣店店先渡價格トス
- 二 本表價格ハ型ノ大中小ニ依ル區分ナシ
- 三 訛ニ依ルルモノニ付テハ小賣價格ニ實費ヲ加算シタルモノトス
- 實施ノ日 昭和十五年九月十三日
- 四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第七百十三號  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル行田產足袋ノ販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十五年九月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

行田產夏足袋販賣價格 (單位一足)

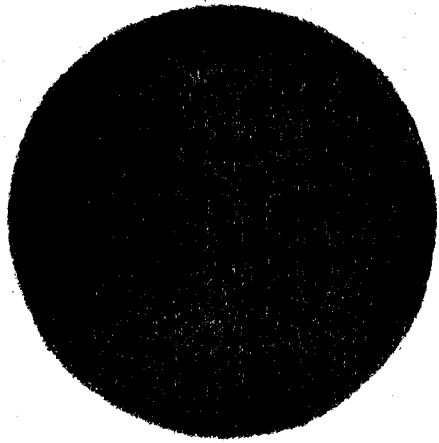
品名	標準品使用原料	小賣價格	備考
特等 混 麻 雲 齊	表 裏 底 裏 底 麻落棉 久ネル紋羽 並巾二々八〇〇紋羽張紋羽	一、三二圓	
一等 混 麻 雲 齊	表 裏 底 裏 底 立スフ横麻 並巾二々七五張紋羽	一、二〇	
二等 混 麻 雲 齊	表 裏 底 裏 底 立スフ横麻 並巾二々七五張紋羽	〇、九九	
特等 混 絹 紡 綾	表 裏 底 裏 底 絹紡綾 七〇尺四巾雲齊張紋羽	一、三〇	
一等 混 絹 紡 綾	表 裏 底 裏 底 絹紡綾 七〇尺四巾雲齊張紋羽	一、一一	

二等 混絹紡平	色物	表 絹紡平 裏 スフ絹紡 底 五六尺四雲齊	一、〇〇
一等 混絹紡		表 白絹紡 裏 七〇尺四雲齊 底 七〇尺四雲張紋羽	〇、九九
二等 混絹紡		表 混絹糸 裏 絹紡 底 五六尺四雲齊張紋羽	〇、八二

合型(七文、七半、八文、八半) 値段ハ大人モノノ八掛、豆型(六文、六半) 値段ハ七掛トス

彙報 第七十一號

# 事變特報



舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

### 次 目

物價問題に就て……………	一三頁
風俗營業其他の取締強化……………	(保安課) 一五頁
ニッケル使用制限規則について……………	(商工課) 一七頁
昭和十五年年度體力章檢定……………	(學務課) 二一頁
混食代用に何を選ぶか……………	(時局課) 二三頁
郵便貯金規則の改正……………	(商工課) 二七頁
伐木と水害防止……………	(林務課) 二八頁
滿洲建設勤勞奉仕隊の歸還を迎へ……………	(社會教育課) 二九頁
縣民特に青少年諸君の奮起を望む……………	(統計課) 三一頁
本年の稻作付面積及作況……………	(社會課) 三三頁
中南米記實習生について……………	(同) 三六頁
軍人遺族家族婦人囑託……………	(社會教育課) 三七頁
北滿の本縣勤勞奉仕隊より……………	(社會教育課) 三七頁
鳥取縣總力體育大會並	(學務課) 四〇頁
明治神宮國民體育大會縣豫選會……………	(社會教育課) 四二頁
兒童生徒向映画……………	(社會教育課) 四二頁

券債に手に手・丸の日に毎戸



### て就に題問價物

今日戰時經濟を遂行して行く上に於て、最も難かしい問題とされてゐるものは云ふまでもなく物價政策である。低物價政策を堅持し此の非常時局を如何にして切り抜けるかと云ふ事柄であつて、之は云ふまでもなく諸政策の根本になるものである。

之に付ては、政府に於ても豫ねて特別の機關が設けられ、更に又民間有力者に依つて中央物價委員會と云ふ諮問機關が設けられ、此處に於

て物價に關する各種重要な政策が審議決定せられるのである。而して此の物價委員會の活動には商工省當局も日夜力を盡してゐるのである。けれども物價政策の實効と云ふものが思ふやうに擧がつてゐないのは遺憾なことである。

之はどうしても眞に官民一体となり、兩者協力して之が解決に當ると云ふ強い決意と、それを實行する組織とを持つ必要があることは當然考へられる事柄である。

特に最近の物價政策に於ては、我々の日常生活必需品の價格問題、乃至此の生活必需品の消費規正と云ふやうな問題が重要な部門を占めて來るに至つて、國民の間に物價政策がよりよく認識され、之に協力すると云ふことが一層強く要望されて來たのであるが、實に斯る官民の協力あつてこそ物價政策は初めて其の目的を達し得るものである。

御承知のやうに、最近中央物價委員會の組織が改組されて價格形式中央委員會が商工省内に置かれ、又物價政策の根本になる重要問題を審

議するため、内閣に物價對策審議會が設けられてゐるのである。之等の機關に依つて色々重要な物價政策、例へば適正價格の決定と云ふやうな事柄が定められる譯である。之が定められて眞に實効が擧がるかどうかと云ふことは、要するに國民が其の政策を理解して之に協力するかどうかと云ふことにあるのである。

従つて之等重要政策が決定せられるに先立ち或は決定せられるに際して、どうしても國民各方面の經驗なり知識なり、或は又實際の聲と云ふものを充分に反映させると云ふことが必要であると共に、更に決つた所の政策に付ては、國民があくまでもそれを勵行して其の目的を達すると云ふことが肝要である。

翻つて現下の情勢を見ると、支那事變は、既に勃發以來滿三年を経過して、最近彼の地に新中央政權の樹立を見るに至つたが、之が基礎を確立して強力な統一的な政府となるためには、尙相當の時日を要するものと考へねばならぬ。又蔣政權に對する徹底的膺懲と云ふものは、

東亞の新秩序を建設するためには是非共之を敢行しなければならぬのであつて、謂はば眞の戰爭は之からだと云つても差支へなからうと思ふのである。

又歐洲に於ける戦局は益々其の規模を擴大して、交戦各國は各最後の勝利を目指して凡ゆる努力を傾注して居るのである。斯う云ふ國際情勢に對應して日本の今後の戰爭を遂行し、更に東亞に於ける新秩序を建設するために要する龐大なる物資の供給を賄ふために、生産擴充政策を初め種々の政策が實施されてゐるのであるが之に伴ふ國內に於ける各種の統制を強化して行くこと云ふことが、如何に必要であるかは周知のことである。

然るに、尙ほ世間には遠からず事變の處理が行はれるならば、此の統制と云ふものは大いに緩和され、又元に還つて行くだらうと云ふ風な考へ方を持つてゐる人も随分あるやうである。併し現在我々が直面してゐる日本の状態、今後五年、十年の長きに亘つて我々が克服せね

ばならぬ所の困難を考へて見ると、決してさう云ふ生優しいことで乗切ることには出来ないと思ふのである。よく世間では段々と物が窮屈になり、物價が騰貴すると云ふやうなことから色々な議論が出るやうであるが、我々國民としては今日何をすべきであるか、今後何をせねばならないかと云ふことを判つきり認識することが必要ではなからうか。

國民が眞に此の事柄を自覺して、政府の政策に進んで協力することが望ましいのであつて、官民一体の協力に依つてこそ物價政策の實効と云ふものも擧がると思ふのである。

(岸商工次官談)



### 風俗營業其他の取締強化

事變以來既に四年、皇軍の献身奮闘によつて

全支の大部分は我が威武に伏しては居りますが一面國際情勢は益々複雑でありまして、特にソ聯や米國の態度はわが東亞の新秩序建設を阻害しようとする風が少しも減退する様子もなく、我が國力を賭しても成し遂げねばならぬ東洋永遠の平和の確保の爲には、彌々全國民一致して堅忍持久、今より一層大なる國難をも覺悟して時局の目的完成に邁進しなければなりません。國民はよく重大時局を確認してこの難局打開に全力を盡して居るのですが、數多い國民の中にはまだこの難局に對する認識の不徹底なものもあり、或は時局産業の殷賑に伴ふ收入増加と共に、ともすればその生活の緊張を缺いて奢侈生活に赴かうとする弊の認められるものも無いではありません。

今回のドイツの偉大なる原因が、國民の徹底的な自覺による總力戦体制の結果であると云はれるに對して、フランスのみじめな敗北がその國民の「前」の戦勝以來享樂的精神は犠牲的精神を壓し、國民は興へるよりも求めるどころ多く



偷安を事とした。その結果として今日の不幸に遭つた」のであるとベタン元帥はドイツに對する降伏と同時に國民に向つて悲痛な放送演説を行つて居ります。

油斷は失敗の原因であります。わが忠誠なる日本人は斷じてかかる失敗の覆轍を踏むものではありませんが、たとひ國民中の少數者と雖も無自覺にしてかかる奢侈偷安に過すものがあつてはならないのであります。

政府はさきに「奢侈品等製造販賣制限規則」を制定して國民の奢侈生活の制限をしましたが、現下の状態はこれに呼應して尙一層國民各階層を通じて奢侈不健全な生活を刷新し、質實剛健にして且つ明朗なる新生活様式を執らねばならないのであります。

今回「國民奢侈生活抑制方策要綱」が決定されて本縣にもその通牒があつて居りますので、これに對する取扱に關して縣では次のやうに決定し、九月一日から實施することにして各警察署長に通牒しました。

縣民各位は一層注意努力せられて、銃後生活に萬遺憾のないやう相互協勵を要望する次第であります。

一 飲酒・遊興等の制限

1 未成年者の飲酒喫煙禁止の徹底

2 晝間飲酒の制限

料理屋、飲食店、カフェー、宿屋營業者は午後五時以後でなければ酒類の販賣、提供をすることはなりません。

又營業場の見易い箇所は酒類の制限數量(既定のもの及び販賣提供時間を表示して置かねばなりません)。

3 特殊地域の營業時間

特殊地域(鳥取、米子、倉吉、境)の營業は午後五時開店、午後十二時閉店であります。この營業時間も業者は客の見易い箇所に表示しなければなりません。

二 娛樂享樂の制限

1 遊技場の營業時間は正午から午後十時限

りであります。これも客の見易い箇所に表示します。

2 興行場の營業時間は日曜祝祭日を除く外は正午より午後十時限りであります。

3 諸興行の觀覽料は五十錢以内とし、特別の事由によつてこれを増さうとするときは所轄警察署長の許可を受けねばなりません

4 諸興行の廣告類は小型ポスター及び引札ばかりとし、極力その數を制限します。但し既存の旗や幟の使用は之を認めます。

5 興行に關して、觀覽者を勧誘する目的を以て觀覽券其の他物品の頒布や射的的な方法の提供は出来ません。但し特に之を必要とする時は所轄警察署長の許可を要します。

三 奢侈享樂用營業の漸減

料理屋、カフェー、享樂的飲食店、其の他奢侈用の營業は之を漸次減少する目的を以て、之等の營業者に對しては新設や擴張を許しません。又讓渡は相續の外認めません。

四 奢侈享樂的自動車使用の制限

料理屋、カフェー、飲食店、興行場の往復等奢侈享樂方面に使用する自動車は、極力抑制し一滴のガンリンと雖國家必要部門に使用する様協力しなければなりません。

五 右に記した取締營業者であつて、故意に制限事項に違反して改悛しない者は法令に依つて營業の禁止又は停止處分を受けることとなります。



ニッケル使用制限

規則について

八月二十日の官報で、輸出入品等臨時措置法に基いて「ニッケル使用制限規則」(商工省令第

六十二號)が公布せられ、即日施行せられることになりました。

ニッケルは白銀色の光澤も豊かな美しい、しかも安價で錆びない金屬であるためにこれによる製造品や鍍金製品は各種の建築材料から文房具、理容用具、目の前の小さな容器に至るまでいろいろなものに使用されてゐたものでありまして、これの製造禁止を實施せられて一切のニッケルメッキ製品がなくなり、その修理にもニッケルを使ふことを禁せられて全くその姿を消したといふことは、たしかに日用品界の大革命といふべきであります。

しかしニッケルは、我が国内でもその生産獎勵に努めてゐるのではあります、主として外國からの輸入を仰いでゐるものでありまして、この金屬は戦時重要資材として彈丸はもとより種々の軍需資材に使用せられる關係上、不要不急品として國內需要品に使用することを制限せられるに至つたものであります。

けれどもこの二年以來は各種の制限のために

製造工場や鍍金工場でもニッケルの使用は減少して來て、アルミニウムやアルマイト或はステインレス・スチールなどが使用せられて來てゐますから、さしあたり日用に不便を生ずるわけではなく、今後はニッケルの代りにこれ等の製品が益々現れて來ることになりませう。

△規則の概要

(1) この規則で使用を制限せられるニッケルは、素材から云ふと金屬ニッケルばかりでなくニッケル鐵、ニッケル合金、ニッケル合金銅及びニッケル化合物を包括して、あらゆる含ニッケル資材がふくめられてゐます。

(2) ニッケルを使用して製造することを制限される物品は、從來の銅・銅製品・銑鐵鑄物・鉛・亜鉛・錫の使用又は製造制限規則によつて製造を制限せられてゐたものを全部包括統合すると共に、新品目を相當附加して徹底的に消費制限を規定されました。なほこの規則で制限せられる製造行為の中には狹義の製造ばかりでなく、前に述べる通りメッキその他の加工及び修理を

も含むものでありますから、制限の範圍は一層廣汎になつてゐます。

(3) 第二條に製造や加工、修理、メッキ等を禁止せられた品目があげてありますが、第三條ではさらにその他のものについても、軍の註文に係る物品若は輸出品以外のものについては、醫療用機械器具、度量衡器・計量器・計器其の他の測定用機械器具及び通信用機械器具(ヘラデオ受信機を除く)のやうにやむを得ないものを除いて、原則として全面的にニッケルメッキを禁止してあります。即ち第二條に掲げてない品物でも、右の除外例の外は一切ニッケルメッキは許されないであります。但し特殊鋼とか合金等の形で、構造用を使用することは差支へないことになつてゐます。

(4) 軍の註文に係る物品及び輸出品はニッケルを使用して製造することは前記のやうにこれを妨げぬのでありますが、軍の註文に係る物品を軍の意圖する以外の用途に消費したり、又は輸出品を國內及び圓プロック内で消費することは

嚴禁されてゐます。

△禁止品目

第二條には

「ニッケルハ之ヲ左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ軍ノ註文ニ係ル物品若ハ輸出品(關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スルモノヲ除ク)又ハ其ノ部分品ニ非ザルモノノ製造(メッキ其ノ他ノ加工及修理ヲ含ム)ニ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」  
とありまして、その品目は、「一 洋食器、盆茶器、菓子器、魔法壇、茶筒其ノ他ノ飲食用若ハ食卓用器具又ハ飲食物容器」から、「四十 前各號ニ掲グル物品ノ附屬品」に至るまで四十種類に亘つて居りまして、今その項目だけを舉げると次の通りであります。

- (一) 飲食用若ハ食卓用器具又ハ飲食物容器
- (二) 調理用又ハ厨房用器具
- (三) 家具什器又ハ建築用附屬金具若ハ建築材料
- (四) エレベーター
- (五) 金庫
- (六) 手提

金庫ヲ含ム) (六) 冷蔵庫、ストーブ、ガス器具(醫療用ノモノヲ除ク)、電熱器(醫療用又ハ工業用ノモノヲ除ク) 其ノ他ノ冷却用又ハ温熱用機械器具(七) 扇風機其ノ他ノ送風用又ハ換氣用機械器具(工業用ノモノヲ除ク) (八) 陳列器具(九) 燈火用又ハ照明用器具(坑内用安全燈、電球導入線及反射鏡ヲ除ク) (十) 洗濯用機械器具(十一) ミシン(工業用特殊ミシンヲ除ク)、針其ノ他ノ裁縫用機械器具(十二) 理容用機械器具(十三) 萬年筆(ペン先ヲ除ク) 其ノ他ノ文具又ハ事務用器具(十四) 給排水用機械器具(工業用又ハ醫療用ノモノヲ除ク) (十五) 消火ポンプ(消火用タービンポンプヲ除ク) 其ノ他ノ消火用又ハ撒水用器具(十六) 廣告用又ハ標識用品(十七) 掛懸用金具(十八) 眼鏡、擴大鏡、双眼鏡、隻眼鏡、オペラグラス及望遠鏡(十九) 寫眞、映寫機、幻燈機其ノ他ノ寫眞用機械器具(二十) 運動用又ハ遊戯用具(二十一) 遊戯用又ハ競漕用ボート(モーターボートヲ含ム) (二十二) 生花刺繡編物盤景其ノ他ノ手藝用器具(二十三) 乘馬用器具(二

十四) 狩獵用器具(二十五) 魚釣用器具(二十六) 動物飼養用器具(二十七) 靴、蓆口、洋傘、化粧用具、化粧品用器、賣藥容器其ノ他ノ身廻用品(二十八) 裝身具又ハ被服履物附屬金具(二十九) 時計側(腕時計側ヲ除ク) 及時計附屬品(三十) 美術裝飾品(三十一) 喫煙用器具(三十二) 蓄音機(ラヂオ兼用蓄音機ヲ含ム) 及蓄音機用品(三十三) 音樂用器具(三十四) 玩具及子供用乘物(三十五) 紡織用染色用又ハ整理用機械器具(針布製造用ヲ除ク) (三十六) 窯業用機械器具(硝子又ハ耐火物製造用機械器具及陶磁器燒附用電氣爐ヲ除ク) (三十七) 印刷用又ハ製本用機械器具(三十八) 活字鑄造用機械器具(三十九) 次ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具(鐵釘、蹄釘ヲ除ク)、金網、菓子、清涼又ハ致醉飲料、香水、化粧品、石鹼、蓄音機用レコード、セルロイド及同製品、紙及同製品(ライター、ペーパー等特殊、紙ヲ除ク)、刷毛及刷子、綿製又ハ麻製ノ綱、繩及綱、帽子マツチ、金屬箔、萬年筆、鉛筆及クレヨン(四十) 前各號ニ掲グル物品ノ附屬品



### 昭和十五年年度 體力章 檢定

政府に於ては普く青年をして國民體育の本義に關する認識を深からしめると共に、自己體力を反省自覺せしめ、體育運動を自ら進んで日常生活に織込ましめて中堅青年の體力増強を圖り國力の根基を培養するため、昨年度に於て第一回の體力章檢定を實施し、之に合格した者には國に於て之を認定して徽章を與へられたのであつたが、その成績は有効顯著なものであつた。しかし昨年は最初のことでもあり、準備が遅れて十月一日から十二月十日迄に實施せられ、之がために氣候の關係や、從來からの諸種の體育行事の關係もあり、全國的に見てなほ實施上充分の成績を擧げ得なかつたので、本年度はこの八月から十一月までの間に於て各市町村、男子

中等學校並各會社工場に於て檢定會を組織して各その長が檢定會長となつて實施し、その結果は十二月五日までに所定の様式に依つて縣に報告することとなつてゐる。

檢定を受ける者は各市町村・中等學校・各會社・工場に居住、在籍又は従業する數ハ年十五歳より二十五歳までの男子であるが、二十六歳以上のものでもあつても特に希望するものに對しては檢定を行ふことになつてゐて、當局としては成るべく多數受檢するやう希望してゐる。

この檢定による合格者は、今後本人の履歷書に學歴の外に體歴として記入することになり、當人の體力についての資格を表するものであるから、檢定種目についても豫め充分練習して優位の檢定章を得るやう努力せられたいものである。

尙この體力檢定章のことについては昨年發行のこの「事變特報」第四號五月十九日及び第二十四號十月六日に於て詳細説明して置いたが、本年は昨年度實施の方法とは幾分異つて居ると

ころもあるので、その變更されて居る點について次に記して置く。

◆ 修正箇所抜粹

1 検定種目は「走」「跳」「投」「運搬」「懸垂」

の五つであつて、昨年これを各「初級、中級上級」の三級に分けてあつたのであつたが、本年は之を「上級、中級、初級、級外(甲、乙、丙)」に分けられた。  
従つてその検定標準は次のやうに修正された。

種目	級別		
	上級	中級	初級
走	一〇〇米疾走	一四秒	一五秒
	二、〇〇〇米走	七分三〇秒	八分
跳	走	四米八〇糶	四米五〇糶
	巾		
	跳		
投	手榴彈	四五米	四〇米
	投		
運搬	運搬五〇米	六〇盥	五〇盥
		一五秒	一五秒
懸垂	懸垂	一二回	九回
	屈臂		
甲級		四〇盥	一五秒
		三〇盥	一五秒
		二五盥	一五秒
乙級		四回	三回
丙級		二回以下	二回以下

2 検定標準は一日に全種目實施するを原則とするが、止むを得ない場合は二日に亘るも差支へないこととなつた。但し「重量運搬」と「二千米走」は之を同一日に行ふこと。

3 「投」の検査にあつて手榴彈(鑄物、ゴムコンクリート等)の重量は五四〇瓦(約一四〇匁)を標準としてあるが、五三〇瓦乃至五五〇瓦であれば差支へない。

4 重量運搬の實施は先づ初級を實施し、合格しなかつた者には級外を受けしめ、合格した者は中級、中級に合格した者は更に上級を受検してもよい。  
但し任意の級から受検することは差支へないけれども、之に合格しなかつた場合再び實施することはならぬ。

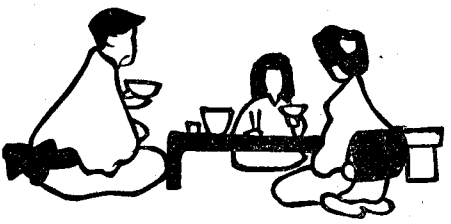
8 右の修正に伴つて關係諸様式が修正せられてゐるが省略する。

5 「個人成績票」中の「判定合格級」を「綜合判定」と改められた。

E 六〇盥 (約 一六貫)  
である。

6 測定の實施に當り且つ成績の審判判定に任ずる「検定員」は縣より委嘱し、「補助検定員」は主催者(検定會長)に於て委嘱するのであるが、この補助検定員の數は二十一名である。

△ 混食代用食の必要  
何故混食の必要があるか、何故代用食を食べなくてはならぬか。昨年の夏西日本は大早魃に襲はれた。米の收穫が半作以上の縣も少くなく、殊に朝鮮の南部は大凶作で平年作に較べて一千万石の減收であつた。幸に東日本が大豊作で中國、九州の不作を取返した、ゆゑ日本内地全体としては相當の作柄で



7 検定用具中「運搬」の規定重量物(米俵、土俵、又は砂俵)は  
A 二盥約 (六貫五百匁)  
B 三〇盥 (約 八貫)  
C 四〇盥 (約 一〇貫)  
D 五〇盥 (約 一三貫)

混食代用食に  
何を選ぶか

あつたが、結局朝鮮米の減收約一千萬石だけが不足するのである。

之に對して政府當局では酒米の半減、搗き方の制限、混食、代用食の奨励、外米の輸入等種々の方策を盡して銃後の護りを忽にせぬやう努力を續け、國民亦此の國策の線に沿つて節米に最善を盡してゐるのである。此の中酒米の半減搗き方の制限は既に實行せられてゐるのであるが、共に其の効果には一定の限度がある。

本報にも度々記した如く外米の輸入は最後の策であつて、それこそ血の滲むやうな貴重な金を外國へ出さねばならぬのであるから代用食、混食が經濟的に損だと云ふ見地から勵行されないと云ふことであつてはならぬ。勿論當局に於ても眞剣に之等の經濟化を圖るべきであるが、其の以前に多少の經濟的損失はさて措いても國策に即應邁進すると云ふ大乗的態度が望ましいのであつて、結局混食、代用食が最も實行し易く而も効果のある節米方法である。

△混食、代用食を選ぶ條件

先づ第一に資源の豊富な者であること。之が混食、代用食選定の第一條件でなくてはならぬ。第二に安價であること。食費が生活費の大半を占める現状では出来るだけ安い代用食を攝る必要がある。百二十億貯蓄を遂行すべき時局柄此の點は特に強調されねばならぬ。

第三に美味であること。如何に國策と云つても不味いものでは永續きしない。食物である以上美味であることは必須の條件である。

第四には營養分が多いことである。事變下取り分けて體位向上に努めねばならぬとき、主食となるべき食料であるから米飯相當の營養を持つことが必要である。

第五に炊くことに手數がかゝらぬと云ふことである。幾ら良いものでも煮炊に手數がかゝつては實行困難になり易い。

△麥類

此の五つの條件を満足させる良い食料は却々見當らぬものである。そこで先づ考へられるのは麥である。麥は收穫が米の端境期の前である。

し本年も二千四百萬石も穫られてゐるから、米の收穫まで出来るだけ之を利用して外米なり外麥の輸入を成るべく少くすることは何より必要である。差當り本年中は麥を混食の第一材料としたいものである。麥(大麥、小麥、裸麥)は米に較べて營養價は劣つてゐないばかりか、米と混食すれば米だけの場合よりずっと營養價が高くなる。

△粟、稗、黍等の雜穀

次いで粟、稗、黍等の雜穀であるが、之等の雜穀は數量が少くして一般には得難いのであるから、手に入り易い所で成るべく多く食べるやうにすべきである。營養價も米や麥と大差はない。

△芋類

それから甘藷、馬鈴薯、里芋等の芋類であるが、之等は蛋白質が少いから安い魚を食べて營養價を補ふ必要がある。日本人は從來主食としての立場から馬鈴薯を考へてゐないが、ドイツやロシア等では古くから大切な主食品となつてゐる。

る。

あの偉大な體力、そしてあの電撃作戰に現はれた精神力が馬鈴薯で養はれてゐたとすれば、我々日本人はもう一度馬鈴薯を見直す必要がある。先づ現在の節米に直に役立つものとして馬鈴薯の混食を一般に奨めたい。

△大豆と脱脂大豆

最後に大豆を最も良い混食、代用食の材料として奨めたい。大豆は日本人が古くから愛好した食品で歐米人の牛乳に相當するものである。營養價は蛋白質と脂肪が多くて米の欠點を最もよく補ひ得るしその上ビタミン類も多い。穀物中では第一位に推さるべき營養食品である。

産額から云へば滿洲は年産五百萬噸に上り世界の産額の大半を占めてゐる。戦前ドイツに年々百萬噸近くの大豆が輸出されてゐたから、之だけを内地で消費するとしても七百萬石近くの新資源がある譯である。

大豆其の盡を用ひてもよいが、寧ろ脱脂した大豆を用ひ、脂肪は人造バター原料、食用油脂

等として外國に輸出するやうにしたものである。脱脂大豆は次のやうな成分を持ち却々良い食品である。

蛋白質	四五、五%
脂肪	〇、六
含水炭素	三〇、八
灰分	五、三
ビタミンB	も多い。

壓搾豆粕(豆板)を砕いてもよく、新しいものなら味は此の方が良い位であり、榮養分も脂肪が多いからカロリーが増す。之を粗碎して米飯に混ぜ、又は細かな粉にしてメリケン粉に混ぜて用ゐる。

### △脱脂大豆の炊き方

混合割合Ⅱ一割乃至二割位が適當であり細かに碎いたものが美味である。  
洗ひ方Ⅱ脱脂大豆を米と一緒によく混ぜ、充分被る位に水を加へて極く軽く掻き廻し一、二回程度で止める。  
水加減Ⅱ水加減は七分搗米の三割増位にする。

外米の場合は外米に對して二倍量の水を用ひる二、三時間前に水加減をし、一升に付き匙一杯位の食鹽を入れて炊くと風味が良い。  
炊き方Ⅱ釜に準備した儘火にかけ、沸騰し初めるまで強火にして湯氣が出初めたらこぼさず沸騰を續ける程度に火を弱め、此の儘廿分間程湯氣をふかせ、次に極く弱火にして十分間位蒸し、火を消してから尙ほ十分其の儘に置き飯櫃に移すのである。  
榮養價Ⅱ脱脂大豆を二割混ぜて一合四勺の飯を食べるとすると。

蛋白質	二一、〇グラム
脂肪	一、二
含水炭素	一三六、九
熱量	六二七カロリー

の榮養があり、主食のみで相當多量の蛋白質があるから副食物は極めて簡單でよいことになる。  
右に述べたやうに混食、代用食は節米上大切な問題であるから、國民一般心を協せて此の難

局突破に精進されたいものである。

## 郵便貯金規則の改正

郵便貯金規則が去る六月二十九日逓信省令第四十號を以て改正、同日官報に公布せられ、同時に第四十一號を以て國債類の無料保管



に關する省令が公布せられて何れも七月一日から施行せられたので、次に其のあらましを記して置く。

一、貯金通牒の「預入年月日、拂戻年月日」の記入が廢止せられた。

今まではどちらにも預入年月日なり拂戻年月日なりが記入せられてゐたのであるが、今回の改正で此の年月日は「日附印」だけで済まされることになつた。

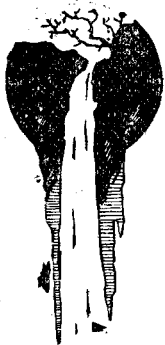
二、即時拂の表示が廢止せられた。  
即時拂をする時貯金通牒に「即時拂」と表示せられてゐたのであるが、今後は此の表示がせられないことになつた。  
三、加印者、代印者廢止届が省略せられた。  
貯金全拂を請求した時、其の貯金に代印者や加印者がある時には其の廢止届を出してゐたのであるが、之は省略して差支へないことになつた。  
四、月掛貯金及び集金貯金の預入額種類が追加せられた。

郵便局から毎月集めに來て呉れる便利な月掛集金の二つの貯金は從來十圓までであつたのであるが、貯蓄國策に副ふため更に「二十圓」「三十圓」の二種類の掛金が追加せられることになつた。

之は二十圓でも三十圓でも一回に預ける金を多くして澤山貯金させやうと云ふのである。  
五、國債類の無料保管が開始せられた。  
國債を買つても直ぐ賣つてしまつては何にも

ならない。さうかと云つて手許に置いたので  
は火事や盗難等の危険があるので、次のやう  
な國債を持つてゐる人は郵便貯金通帳と債券  
とを郵便局に持つて行けば、一錢も要らずに  
保管がして貰へるやうになつた。

- (1) 郵便局賣出の表示のある國債證券
- (2) 同 貯蓄債券
- (3) 同 報國債券
- (4) 特別賜金の表示のある國債證券



### 伐木と水害防止

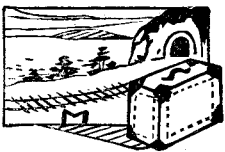
事變の進行に伴ふ需要の増加によつて木材や  
木炭の相場が上つた爲、近來森林の伐採が非常  
に多くなつてやゝもすると過伐や早伐の傾向が

あり、これが本縣林業の將來に及ぼす影響も餘  
程考慮を要する點が多いのであるが、これと共  
に森林立木の減少に伴ふ水害についても注意せ  
ねばならぬ所が甚だ多い。格別これからの降雨  
期を控へて治水上禍を招くやうなことがあつて  
はならないから、關係者は充分氣をつけて禍害  
を未然に防ぐやうに努めねばならないのである。  
縣ではこれ等の禍害防止の爲に過日各市町村  
に對して注意を促しては居るが、直接關係の深  
い人達は特に左の事項について留意を希望する  
一、保安林の伐採並にその跡地に造林すること  
については、特に縣の命令をよく守ること。  
二、地勢の急峻な箇所や地盤の弱い所の木を伐  
つたり又は開墾したりすることは成るべく差  
控えること。  
三、治水工事、災害荒廢林地の復舊工事、災害防  
止、林業施設等に就ては成るべく早く工事を  
完成して治山治水の實を擧げるやう協力し、  
尙從來の既設工事に對しても保護手入を加へ  
工事が夫々充分効果を擧げる様にして置く事。

四、木材を投げ落した跡地や其の他崩壊の恐れ  
のある箇所があつたら崩壊を防止するために  
適當な施設をして置くこと。

五、溪流や河川沿地等で木材が流出する虞のあ  
る場所には貯木貯炭をしないこと。

六、河川沿ひ山地の木を伐採して、丸太をその  
儘放置して居るものがあるが、流失の虞のあ  
るものは此の際速に適當の處置をして置く事



### 滿洲建設勤勞奉仕隊の歸 還を迎へて縣民特に靑少 年諸君の奮起を望む

本春來縣では、國の滿洲建設勤勞奉仕隊の計  
畫に順應して開拓團班、特設農場班、女子青年  
隊、師範隊等多數の勤勞奉仕隊を派遣し、又靑  
少年義勇奉仕隊教員隊や高農よりの勤勞奉仕隊  
特技隊の派遣等もあつたのであるが、目下漸次  
その大任を終へて續々歸還し或は近く歸還する

ことになつてゐる。これ等の人達が滿洲の各地  
に於て實際に開拓民や靑少年義勇軍とその開拓  
の勞苦を共にし、又はその實情を見學すること  
によつて、我が國民が滿洲開拓の爲に協働し、  
乃至は指導することが如何に將來の東洋平和の  
爲に重要な基幹をなすものであり根柢をなす  
ものであるかを味得し、わが縣民の海外發達、  
滿支開發の原動力となるべき自覺を體得して、  
今後縣民特にその靑少年層の指導誘掖の爲に活  
躍せられるであらうことを信じて疑はない。

抑々我が日本は今や東亞新秩序建設、大東亞  
共榮圈確立の大旗を翳して舉國一致邁進しつゝ、  
ある。東亞新秩序建設の第一歩は、滿洲國の生  
成發展を扶けて眞に民族協和の王道樂土たらし  
め、この儼然たる事實を黎明支那四億の民衆に  
明示することだなければならぬ。  
新興滿洲國が誕生して茲に八年、其の間政治  
軍事、經濟、交通、文化等各般に亘つて世界に  
比類なき程の急テンポを以て目覺しき發展を遂  
げてゐるが、更に物心兩方面に於て幾倍もの國

力を増大しなければならぬ。

之が爲には、民族協和の中核分子となるべき大和民族が大量に滿洲大陸に移住して新農村を建設し、そこに生活の根を深く下ろし、一體同心の協和を具現することが絶対に肝要であることは今更絮説を要しない。

開拓事業は漸次堅實なる發展を遂げ、今や一萬五千戸を算する日本農民が入植して居り、更に第八次及び第九次開拓民の入植によつて、開拓民の入植戸數は一段の激増を見ることとなつた。

開拓民が入植し、個人家屋の建設を待つて漸次郷里から家族を招致し、其の中には七十餘歳の老嫗や老爺も混つて異郷の風土に何の障りもなく、饗饌として農耕の手傳や孫の世話をしてゐる姿は大に人意を強うするに足るものがある。斯くて開拓民の人口階調が漸次多様性を示し、人間生活の溫みが開拓地に次第に色濃くなりつゝある。

各開拓團には各種の産業施設の外、學校、病

院、神社、寺院も設置せられ、産業教育、衛生等に遺漏なきを期してゐること勿論である。

耕作面積も逐年増加し、所謂試驗時代の開拓團にありては本格的經營に移り、生活上相當の餘裕を生じ、愈々基礎確立するに至つてゐる。

之を要するに開拓事業は愈々その軌道に乗り着々本來の目的を具現しつゝ、年と共に發展の一路を辿り、東亞新秩序建設の推進力として實に大きな役割を盡しつゝあることは邦家の爲に寔に慶祝に堪へない處である。

滿洲國は前記の如く我が國と一体不可分の實質的關係にあつて、政治、經濟、文化各般に亘り、其の發達極めて顯著なるものがあるが、今後益々健全なる民族協和の王道樂土を建設して八紘一字の大精神顯現の第一歩とし、我が大和民族が多數移住定着して滿人をはじめ諸民族と提携し、且つその中樞たる地位にあつて指導啓發することによつて大東洋平和の理想境とすることは、昭和時代の吾々に課せられた歴史的な使命の一つである。

最近日支事變及び歐洲の諸情勢を通觀するに

滿洲國の健全なる發展の促進は眞に焦眉の急である。全國民は老若男女を問はず、一致協力、これを支持しなければならぬことを痛切に感じさせられる。冀くは縣民各位、特に潑刺たる我が青少年が、今回歸還の郷黨の朋友、先輩、又は指導者諸氏の經驗に聞いて、進んでこの聖業に参加せられんことを祈念してやまぬ次第である。



### 本年の稻作付 面積及作況

本縣に於ける本年の七月三十一日現在稻作付面積及び八月十五日現在の作況は

水稻	三二、二七七町八段	普通作
陸稻	三八七町八段	—
計	三二、六五五町六段	—

であつて、之を前年の作付反別に較べると、本年の水稻は三一、八二三町一反であるから本年は四五四町七段の増となる譯であり、陸稻に於ては昨年が五六三町八段で本年は昨年より一七六町の減となつてゐるが、之は六月下旬までの雨量が極めて少く、従つて前年の旱魃に鑑みて大豆、ソバ、甘藷其の他の代用作物を植付けたための減で結局全体としては昨年の三二、三八六町九段に較べると二七八町七段（九厘）の増加となる譯である。

尙ほ六月末日現在の水稻植付狀況調査後の經過概要は次の通りであつた。

一、氣象及び成育

七月上旬以降は例年に較べて降水量多く、而して移植直後より曇天が続いた、ゆゑ生育状態に悪影響を及ぼしたが、土用に入つてから天候回復して高温多照となつたので順調な生



育に趨き、八月十五日現在に於ける作況は普通を示したのであつた。

二、病虫害風水害等

局部的に稻熱病、螟虫、苞虫等の發生を見て被害の甚しい所もあるが、風水害は極めて少かつた。

更に之を郡市別に示すと次の如くである。

郡市別	作付		積	作況
	水稲	陸稲		
鳥取市	七九〇、七	〇、五	七九一、二	普通
米子市	七九二、一	一八、六	八一〇、七	普通
岩美郡	三、三三二、二	三、八三	三、三三五、〇	普通
八頭郡	四、四六二、七	一九、二	四、四八一、九	普通
氣高郡	四、四三三、四	一九、〇	四、四四二、四	普通
東伯郡	八、二九三、〇	一四、一	八、四三三、一	稍不良
西伯郡	六、三六八、六	一七、九	六、五四〇、五	稍不良
日野郡	三、八七、一	一三、七	三、八三〇、八	普通
計	三三、二七七、八	三六七、八三	三三、六六五、六	普通

備考

一、作況とは作付段別の増減に關せず單に作柄

の良否の狀況を云ふのであつて、普通作況とは前五ヶ年間に於ける中庸の作柄を云ふのである。

二、作況区分は次の標準に依るものである。

良……普通作況に比し增收五分を超える見込の場合

稍良……普通作況に比し增收五分以内の見込場合普通……普通作況の見込の場合

稍不良……普通作況に比し減收五分以内の見

込の場合

不良……普通作況に比し減收五分を超える見

込の場合

田畑で増産

家庭で節米



中南米實習生について

我が國は今や肇國の理想たる八紘一宇の大精神に基いて東亞の新秩序を建設し、以て世界平和の確立と人類福祉の増進とに寄與するため、國家の總力を擧げて努力邁進して居ります。

顧みまするに徳川三百年の鎖國政策は、大和民族の海外雄飛を挫折せしめてゐたのであります。元來わが民族は先天的に雄渾なる發展的民族でありまして、肇國の當時は云はずもがな奈良時代前後に於ける朝鮮を初め蝦夷地及び韃靼地方(東部シベリヤ)への發展や、戰國時代から徳川初期に於ける和寇の中南支進出や佛・蘭印・南洋地方への貿易の如き、海外發展の歴史は枚擧に遑ありません。明治維新を契機としてわが民族海外發展の天

賦は勃然として復興し、今や在外同胞は實に百數十萬人を數へ、遠く萬里の波濤を開拓して我が國力の進展に、燃ゆるが如き熱と意氣とを以て奮闘しつゝあることは、邦家の爲に慶祝に堪えぬ所であります。

しかして南米方面への民族發展については現在約二十五萬を數へるに至つてゐるのであります。が、一面目下の滿洲及び支那に對する開發の氣運に牽制せられるやの感もあつて、近來この方面への進出減少の傾向が見られることは遺憾なことであります。

中南米諸國に於ては既往移住者社會に指導的なる人物が乏しかつた點もあつて、その發展上遺憾とする處も尠くない状態であつたので、拓務省に於てはこのやうな指導的中堅人物を養成する目的を以て、昭和七年以來中等學校卒業程度の人物優秀な青年を選抜して「中南米實習生」とし、邦人進出の將來性が多いこの中南米諸國に派遣して、在外邦人の健全なる海外發展を企

圖せられてゐます。

實習生はこれ等の中南米諸國に進出して、既に立派に事業經營をしてゐる邦人の下に於て、從業員となつて二ヶ年間その業務に従事し、實習期間の終了した後は引續き雇關係を繼續しても、或は又獨立開業をするも各自の自由とするのであります。

その實習狀況は、農業に於ては主として花卉園藝、蔬菜、棉花の栽培等でありまして、此の方面に於ける邦人經營者の產品は概して需要が多く、アルゼンチン國に於ける花卉園藝の如きは邦人の優秀な技術によつて他國の同業者を技術的に凌駕し、品評會等に於ても常に優位を占めてゐて、殆ど花卉園藝は邦人によつて獨占せられて居るといふ有様です。

商業は中南米諸國にある信用の厚い邦人商社で本邦商品の販賣其の他に従事して我が對中南米輸出貿易の振興と重要資源の確保に寄與しつつあります。

實習委託者は、在外公館に於て適當と認める

事業經營者を選択してこれに其の實習方を委託するのであります。實習期間中は委託者から一定の給料並に食と住とを給與します。

昨年末までに實習生を派遣せられてゐる國はブラジル(二十一名)、アルゼンチン(九十九名)、ペルー(十六名)、チリ(六名)、パナマ(七名)、ボリビア(三名)であります。これ等の國の國語はブラジルはポルトガル語、他はいづれもイスペイン語でありまして、地味は肥沃であり且つ未開發資源が多く、各方面に於て眞摯なる日本人の開拓に俟つところ多く、移住地としては素より通商及び重要資材の補給地として、我が國にとつて興味少なからざる地であります。

△ 募集要項

一、募集期日 毎年十月頃

二、應募資格

志望者は左の條項に該當する者であること

1 中等程度(若しくは以上)の實業學校又は海外渡航に必要な教育を施してゐる學

校を明年三月卒業見込の者又は卒業者

2 身体強健(特に「トラホーム」及肺病でないもの)身許確實、品行方正、志操堅固にして眞に海外發展の熱意旺盛な者

3 年齢は可成應募年度内に於て滿十八歳以上二十五歳以下の獨身者

4 兵役關係のない者(即ち渡航年度内に徵兵適齢とならぬもの又は徵兵検査猶豫中でないもの)

◆ 申込方法  
關係書類は九月二十五日迄に到着する様提出すること

(萬一書類が遅れる場合は氏名のみを先づ申込んで置くこと)

一、各學校長の推薦により各縣を通じて外務省宛申込むこと

但し自下東京方面に出でゐて、その學校所在地が東京市又は府内である場合は學校長から直接外務省宛に申込むこと

二、添附書類

イ 本人の寫眞、履歷書(戶主の職業、續柄、氏名には振假名、年齢は數へ年及滿、竝に兵役關係等明記のこと、戶籍謄本、身体検査證(「トラホーム」及び肺病でないこと) 戶主の渡航同意書

ロ 學校長の推薦書、成績證明書

◆ 詮衡方法

關係書類點檢の後、受檢有資格者には詮衡期日等通知せられますが、十月又は十一月頃外務省に於て同省關係官立會の下に之を詮衡される豫定であります

◆ 渡航費補助

一、外務省より支給の分

イ 内地に於ける實習及び見學旅行賞費

ロ 適當と認めたる場合の上京及び歸郷費並に宿泊賃實費

ハ 旅券及び査證に關する手数料實費

ニ 渡航手當 百圓

二、拓務省より支給の分

イ 渡航汽船賃三等實費

ロ 支度金 五十圓

内地に於ける實習及び見學  
必要と認められた場合には内地に於て實習及び見學を行います

出發期

支障のない限り應募年の翌年三月末日迄に出發します

實習方法

渡航者は前にも記したやうに外務省の指定に従つて外國に於ける事業經營者(農業は花卉園藝、蔬菜、棉作其他、商業は主として雜貨貿易等)の従業員となり二年間業務に従事します。但し實習期間經過後は引續き雇傭されても、又獨立しても或は一旦歸國の上再渡航してもよく、總て本人の自由でありますがこの際歸國旅費は支給せられません。

責任關係

渡航者は保證人一名を立てねばなりません。其の實習中怠慢又は不真面目であつて、到底實習の目的を達する見込がないと認められた場合

には政府及び雇傭主より給與せられたる金額の全部又は一部を償還せしめられます。採用が確定して渡航前に於て不都合が生じた場合も同様であります。



軍人遺族家族指導婦人囑託

名譽の戦死者の遺族であるとか、或は應召軍人の家族等に對しては、永くその矜持を堅持して家門の名譽を益々顯揚せしめることが大切であるが、これ等の家を守る人達は多く婦人や老人子供である關係上、これ等の遺族家族に對する教化指導の徹底を期する爲には婦人囑託の活動が最も望ましい。よつて本縣には從來縣下に四名の婦人囑託を委嘱してゐたが、今回一層その徹底を期するため、新に左の五名を増置することとなつた。

- 岩美郡津ノ井村 稻垣智恵
- 氣高郡正條村 木下滋子
- 西伯郡大和村 山崎なを
- 日野郡根雨町 長尾喜世
- 東伯郡中北條村 大塚貞代
- 從つて今後の指導囑託配置は次の如く定められたから、精々利用せられたい。
- 鳥取市(一部)八頭郡(智頭谷)氣高郡(東部) 北野よし(鳥取)
- 鳥取市(一部)八頭郡(若櫻谷) 福原富子(鳥取)
- 岩美郡、八頭郡(私都谷) 稻垣智恵(津ノ井)
- 氣高郡(除東部) 木下滋子(正條)
- 東伯郡(一部)(南部) 高橋さく(花見)
- 東伯郡(海岸部及西部) 山崎なを(中北條)
- 米子市、西伯郡(弓濱南部)

- 西伯郡(除弓濱南部) 吉田ユキ(米子)
- 長尾喜世(大和)
- 日野郡 大塚貞代(根雨)



北滿の本縣勤勞奉仕隊より

小麦、燕麥、包米、大豆等の生産作業に従事すべく去る七月五日三ヶ月間の豫定で渡滿した滿洲建設勤勞奉仕隊特設農場班鳥取隊は、北滿の新天地濱江省安達縣薩爾圖站の特設農場で汗の栽培奉仕に従事してより既に二ヶ月いよ／＼九月下旬には内地へ飯還することになつてゐる。此の間の鳥取隊の勤勞状況に付ては既に本報第六十七號にも掲載したのであつたが、頃日更に小隊付の香田義敬氏から興味ある詳細な通信

が届いたので、次に之を参考のために轉載することとする。

## △

入場以來月日は矢の如く流れ、こゝに故郷懐しい舊盆の日を迎へ、思ひ新なるを覺へつゝ、本國に眠らるゝ英靈に對し哀悼の誠を捧げる次第であります。

我が鳥取縣隊の活動は道に山陰健兒の代表であります。年齢の點に於て心の合つて居る點と實直な郷土に育つたのが其の原因でありませう完全に奉仕精神を發揚して飯國出來得ることをお誓ひ申上げる次第であります。

こゝに二、三の報告を致します。農耕は余りやりません。七月二十七日大根下種(約二丁歩)二十九日ソバ(三丁歩)八月三日馬鈴薯花摘(二丁歩)で何も内地の如くに入念に手を下さやうなことはありません。

今年は何物も出来は余り上等ではありませんでしたが、大豆、玉蜀黍等の出来は大したもので、私達入場の際自由に往來してゐた玉蜀黍畑

も今は一面六尺に余る黍林に覆はれて立派な穂を見せて居り、僅か二十幾日位で驚嘆する位です。本年より數年はアルカリ地の試験作とやら將來開拓團の入植地として大いなるものと思つてゐる次第であります。

開墾地は皆天地返しであります關係で本年は余り作物の成育は充分でなかつたのですが、併し或る地の表面の雜草を打ち起した處の作物の成育が立派である點を見ますれば、此處三四年間充分なる厩肥即ち有機質を働き込むことに依り立派な畑として作物の稔りを見せるのは當然であります。一畦三百米を有する此の畑に豊かな稔りを見せる時はと想像致しつゝ、働いて居るのであります。

## △ 狼現はる△

次に八月三日鳥取縣小隊は送り迎へのトラツクに依つて道路工作より歸りたる處、農場本部より「農場より約二軒の沼地に狼が水を呑みに出て寝てゐますから生捕るやう」との命令がありましたので、狩獵に十年の覺へある私は一番

に走り出で、六名の參加隊員と共に備付の三八銃を手にしてトラツクに乗り猛進致し、此の邊りかなと探して見たのですが惜しいかな跡ばかりにて致し方なく諦め、其の足にて滿人の密住探偵にトラツクを走らせました。

廣範圍五、六里の地に二ヶ所發見して下車した處、眞ッ黒な顔に目と口あるのみの滿人にくる／＼見廻された時は何とも云へない感じでした。手に茶碗を持つたま／＼頭を下げて居ります。「早く立去れ」と云へば早速手輕に準備をして立去るのでした。之も北滿でなくては見られないものとしてメモした次第です。

野には野驢も相當居ります。ウズラ、リス、トビウサギ、山七面鳥、キジ等は實に大したものです。

## △ 盗人退治△

入場間もなく私は馬の特技隊長に命せられ、四十八頭の馬に剪草機、耕耘機其の他の調教訓練をなしてゐるのでありますが、或る日鞍下敷毛布が紛失したので、奉仕隊員に非ずやと調べ

て見ると意外にも農場ボーイ(滿人で十七歳)と發覺、調べて見やうとしましたが堅く口を閉じて何も云はないのです。色々の方法で取調べた結果二時間位にして漸く口を開き其のあり場を云つたので、トラツクに乗せて其の滿人家屋の前に行きました時、小便を願ふので私の持つ繩を許してやつた際、不意に側方にあつた釣瓶井戸に飛込んだのであります。

此の井戸は冷水であつて二分間も手を入れて居れない程の冷水で、人の話では最下部は氷のまゝだと聞きました。早速に滿人を呼び約十五分間も経つて引揚げたのですが、ボーイは全身水のやうになつてゐたのであります。僅か十七歳の滿人に此の勇氣あるに驚いたのであります。

## △ 旋風來る△

八月十五日十九時四分突然大旋風が襲來しました。私は、晩の馬飼付は二十時であるけれど今直に行つて飼付するやうに隊員に命じ、隊員と共に厩舎の約二百米前方に行つた際、今までは風一つない状態から俄かに大旋風來り、私は

吹飛ばされるまゝに建築中の蹄鐵工場に這入らんとする時、馬二十頭を收容してゐる厩舎が西側から將棋倒しに倒されたのであります。直にラッパを以て非常招集し、四百の隊員と共に屋根部を取除き馬の救出に當つたのでありますが無慘にも二十頭中八頭は絶命して居るのであります。

僅か馬の入場以來數十日、毎日の如く調教を施し、漸くにして二、三日剪草機使用實施をいたしましたので何とも云へない氣が致し、一夜隊員と共に通夜したのでありますが、此の馬は一ヶ所に葬られ、今は絶へざる線香の煙立つ丘に白木の墓標と變つたのであります。朝夕水を施し花を替へて居る隊員の心情こそ純なものであります。

〃故郷を偲ぶ盆踊り〃  
十八日は舊盆十五夜とあつて十八時より全隊員一ヶ所に集合盆踊りをなし、我が縣隊は日野郡選手十四名より成る踊りに對し安來節に鱒すくいをやり、慰安設備のない此の農場で夜の更

け行くのも忘れて楽しい一夜を過ごしたのであります。



**鳥取縣總力體育大會並  
明治神宮國民體育大會  
縣豫選會**

現時局下に於ける縣民體力増強の重要性を強調し縣民をして體育を實踐せしめると共に、體育に對する關心と認識を喚起せんとする秋、本年は恰も肇國二千六百年に當り、且つ教育に關する勅語渙發五十周年に相當するので、鳥取縣では之を記念するため紀元二千六百年奉祝、教育に關する勅語渙發五十周年記念鳥取縣總力體育大會、並に第十一回明治神宮國民體育大會鳥取縣豫選會を九月二十一日から三日間に亘り開催して天壤無窮の皇運の彌榮を奉祝し、縣民の氣魄と感激とを顯現したる舉縣的體育大會たらしめることとなつた。

尚ほ本大會の日程は次の如くである。

種目	場所	第一日(廿一日)	第二日(廿二日)	第三日(廿三日)
陸上競技	公設運動場	男子中等學校青年團		小青年學校教員女子中等學校小學校繼走
國防競技	公設運動場		男子中等學校青年學校	
自轉車	郊外		青年學校	
籠球	師範商業學校	男子中等學校青年團	小青年學校教員一般	女子中等學校一般
排球	師範		男子中等學校小青年學校教員(男女共)	
庭球	師範	男子中等學校	一般	女子中等學校
卓球	鳥高女			女子中等學校

相撲	商業	男子中等學校青年團	一般	男子中等學校
柔道	師範	青年團小青年學校教員	男子中等學校	神宮豫選一般
劍道	武徳殿	青年團小青年學校教員	男子中等學校	神宮豫選一般
弓道	武徳殿			男子中等學校一般男女
銃劍道	公設運動場	青年團	青年學校	
水泳	二中プール		男子中等學校小學校男子	
体操	公設運動場	鳥取市内男子中等學校青年團	鳥取市内小學校男女	鳥取市内女子中等學校會社工場
グライダ	公設運動場	訓練		



### 兒童生徒向映画

文部省に於ては「兒童生徒」と「映画」とを結び付けて兒童生徒の教化に資することとなり兒童生徒の教育上特に有益なる映画に關し選定中であつたが、今回第一回兒童生徒向映画として次の十三種が決定せられたので、各學校では各地の映画常設館で上映の際には、成るべく個人觀覽でなく指導者が引率して団体觀覽をせしめられたい。

種別	題名	觀覽學年別	卷數
同	文化映画 僕達の覺悟	小學校全學年	一
同	戰ふ郵便機	同	一
同	新大陸建設の記録	中等學校程度	八
同	炭焼く人々	小學校六年以上	二

同	廣東進軍抄	同	全學年	五
同	馬の習性	同	同	一
同	病院船	同	同五六年以上	五
同	或日の干潟	同	低學年	二
同	民族の祭典	同	高學年	二
同	劇映画 海軍爆撃隊	同	同五六年以上	九
同	ともだち	同	低學年	二
同	最後の兵	同	同高學年及中等學校程度	八
同	スタンレー探險記	同	小學校高學年	二

昭和十五年九月十三日印刷  
昭和十五年九月十三日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大塚村大字古海支所  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町